

各都道府県知事 殿

総務省自治税務局長
(公 印 省 略)

東日本大震災に係る地方税の取扱い等について

地方税法の一部を改正する法律（平成 23 年法律第 30 号）、地方税法施行令の一部を改正する政令（平成 23 年政令第 113 号）及び地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成 23 年総務省令第 44 号）が平成 23 年 4 月 27 日にそれぞれ公布され、原則として同日から施行されることとされたところです。

東日本大震災に係る地方税の取扱い等について、留意いただきたい事項等を下記のとおりお知らせしますので、適切に運用されるようお願いいたします。また、貴都道府県内の市（区）町村に対しても、この旨を連絡願います。

なお、この通知は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4（技術的な助言）に基づくものです。

記

第 1 共通事項

1 地方税における期限の延長の取扱いについて

- (1) 地方税における申告、納付等の期限については、「平成 23 年東北地方太平洋沖地震による被災者に対する地方税、使用料、手数料等の減免措置等について」（平成 23 年 3 月 14 日総財財第 22 号、総税企第 32 号）及び「平成 23 年度東北地方太平洋沖地震による被災者に対する地方税の減免措置等の取扱いについて」（平成 23 年 3 月 28 日総税企第 36 号）でお知らせしたとおり、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 5 の 2 の規定に基づき条例の定めるところにより延長することができること。
- (2) 国税に関する申告期限等の延長については、その期限となる期日については別途国税庁告示で定めることとされているが、この期日を定める告示は、まだ告示されておらず、現時点では引き続き申告期限等の延長が行われていること。
- (3) 納税義務者の混乱を避けるため、少なくとも、個人住民税及び個人事業税については所得税における期限、法人事業税については法人税における期限までは延長することが必要と考えられるが、被害状況や納税義務者の状況等に応じて地方団体の長の判断により、さらなる期限延長についても行うことが可能であること。

2 減免による減収に係る財政措置について

特定被災区域団体は、地方税の東日本大震災のための減免で、その程度及び範囲が被害の状況に照らし相当と認められるものによって生ずる財政収入の不足を補う場合において、平成 23 年度及び平成 24 年度以降の年度であって政令で定める年度に限り、地方債をもってその財源とすることができることとし、後年度の元利償還金については、その 75%を公債費方式により基準財政需要額に算入し、さらに各団体の財政力等に応じて最大 20%を特別交付税により措置することを予定していること。

※ 特定被災区域団体：東日本大震災による被害を受けた地方団体でその区域の全部又は一部が東日本大震災に際し「災害救助法」（昭和 22 年法律第 118 号）が適用された市町村のうち政令で定めるもの及びこれに準ずる市町村として政令で定めるものの区域内にあるもの

3 今回の地方税法の一部改正等による減収に係る財政措置について

地方税法の一部改正等に伴う地方税に係る平成 23 年度の減収額について、地方債を起すことができることとし、後年度における元利償還金については、その 100%を公債費方式により基準財政需要額に算入することを予定していること。

※ 上記 2 において「政令」とは、国会提出中の東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律案の施行に伴い、今後制定する予定の政令をいう。また、上記 2 及び 3 の詳細については、別途、総務省自治財政局よりお知らせすることとしている。

第 2 自動車取得税における被災代替自動車等に係る特例措置の取扱いについて

1 被災自動車

- (1) 被災自動車とされる自動車は、東日本大震災により「滅失し、又は損壊した」自動車であること。（法附則 52①）
- (2) 被災自動車の範囲は、自動車取得税の課税客体である法第 113 条第 1 項の自動車であり、普通自動車のほか、小型自動車（三輪以上）及び軽自動車（三輪以上）も含まれるものであること。（法附則 52①）
- (3) 「第百十四条第一項に規定する場合」とは、自動車の売買契約において、売主が当該自動車の所有権を留保している場合のことであり、この場合には当該売買契約の買主を所有者とするものであること。（法附則 52①）
- (4) 「政令で定める者」には、所有者が亡くなっている場合にはその者の相続人（またその相続人も含む。）及び所有者が消滅した法人である場合には当該法人の合併法人又は分割承継法人（またその合併法人又は分割承継法人も含む。）が含まれるものであること。（法附則 52①、政令附則 32①）

2 代替自動車

- (1) 代替自動車と認められるか否かについては、次の諸点に留意すること。（法

附則 52①)

- ア 新たに取得される自動車が、(ア)新車か中古車か、(イ)乗用か貨物用か、(ウ)普通自動車か小型自動車(三輪以上)か軽自動車(三輪以上)か、のいずれであっても、代替自動車の対象となり得るものであること。
 - イ 被災自動車と新たに取得された自動車との間で、営業用から自家用、又は自家用から営業用に変更が行われる場合には代替性が認め難いことから、新たに取得された自動車を代替自動車とは認められないものであること。
 - ウ 被災自動車1台につき1台の代替自動車が認められるものであり、被災自動車の台数を超えて代替自動車が認められることはないものであること。
- (2) 新たに取得された自動車が代替自動車であると認める主体は、新たに取得された自動車の主たる定置場所在地の道府県知事であること。(法附則 52①)

3 手続き

- (1) 非課税の特例措置の適用を受けようとする場合には、新たに取得された自動車の主たる定置場所在地の道府県知事に対し、規則附則第 23 条第 1 号に掲げる事項が記載された申請書のほか、滅失し、又は損壊した自動車が被災自動車であることを証する書類を提出する必要があるものであること。(政令附則 32②、規則附則 23)
- (2) 申請書については、地方税法において特段の様式は規定していないが、別添 1 ①の様式例を参考に、各道府県の実情に応じて対応していただきたいこと。(規則附則 23)
- (3) 滅失し、又は損壊した自動車が被災自動車であることを証する書類については、次の諸点に留意すること。(規則附則 23)
- ア 当該自動車が被災自動車であることを証する書類とは、次の書面であること。
 - (ア) 当該自動車が普通自動車又は小型自動車(三輪以上)である場合には、当該自動車が被災自動車として抹消登録されたことが記載された運輸支局が発行した登録事項等証明書。

なお、被災自動車の抹消登録については、「東北地方太平洋沖地震に伴う抹消登録申請時の特例的取扱いについて」(平成 23 年 3 月 25 日付け国自情第 234 号国土交通省自動車情報課長通達)においてその取扱いが規定されているものであること(これについては、「自動車の処理等に係る法的問題の取扱い等について(その 1)」(平成 23 年 3 月 29 日付け総務省自治税務局都道府県税課・総務省自治税務局市町村税課事務連絡)において情報提供したものであること。)
 - (イ) 当該自動車が軽自動車(三輪以上)である場合には、当該自動車が被災自動車として軽自動車検査ファイルから削除されたことが記載された軽自動車検査協会が発行した検査記録事項等証明書。
 - イ 所有権留保付売買契約により被災自動車の使用者に所有権がないことか

ら使用者が抹消登録請求ができない場合など、アに掲げる書面をやむを得ない理由により提出することができない場合にあっては、アに掲げる書面に代わるものとして、滅失し、又は損壊した自動車が被災自動車であることについて、当該自動車が滅失し、若しくは損壊した場所の所在地又は当該自動車の主たる定置場所在地の道府県知事又は市町村長が証する書類を提出させることとしても差し支えないものであること。

ウ イについて、市町村長が東日本大震災による被災自動車の滅失又は損壊の事実認定を行える場合には市町村長がこれを行い、市町村長が事実認定を行えない場合には道府県知事がこれを行うことが考えられるものであるが、各道府県の実情に応じ、市町村長が事実認定を行える場合であっても、道府県知事がこれを行うことも考えられるものであること。

エ 道府県知事又は市町村長による事実認定に際しては、代理人による認定の申請も可能であること。その場合には、本人からの委任状の提出を求めることが適当であること。

- (4) 申請者が被災自動車の所有者の相続人の場合には、戸籍謄本等の相続人である旨を証するための書類の提出が必要であり、申請者が被災自動車の所有者の合併法人又は分割承継法人である場合には、登記事項証明書等の合併法人等である旨を証するための書類の提出が必要であること。(政令附則 32①、規則附則 23)

4 その他留意事項

- (1) 法附則第 52 条の規定は、平成 23 年 3 月 11 日以後の代替自動車の取得について適用されるものであるため、地方税法の一部を改正する法律の施行日の時点で既に新たな自動車取得税が申告納付されている場合に、当該自動車について必要な書類が提出され非課税となったときは、当該既に申告納付されていた自動車取得税について、法第 17 条に規定する過誤納金として還付されるものであること。(法附則 52①、政令附則 32②、規則附則 23)
- (2) 自動車取得税が非課税とされた代替自動車が軽自動車（三輪以上）である場合に、当該軽自動車（三輪以上）の所有者から、軽自動車税の非課税の適用に当たっての申請に必要な書類として自動車取得税が非課税となった旨を証する書類の交付を求められたときには、別添 1 ②の様式例を参考に、交付していただきたいこと。(規則附則 25①)

第 3 自動車税における被災代替自動車等に係る特例措置の取扱いについて

- (1) 自動車取得税が非課税とされた代替自動車のうち、普通自動車又は小型自動車（三輪以上）については、平成 23 年度から平成 25 年度までの各年度分の自動車税について非課税とされるものであること。(法附則 54)
- (2) 自動車税については、平成 23 年度から平成 25 年度までの各年度分について非課税とされるものであることから、代替自動車であることの情報の管理を適正に行う必要があるものであること。

- (3) 自動車税が非課税とされた代替自動車について、主たる定置場が他の道府県に変更された場合においては、当該他の道府県知事においても非課税として取り扱われるようにするため、変更前の主たる定置場所在地の道府県から変更後の主たる定置場所在地の道府県に対して、当該自動車が代替自動車として非課税とされるべきものであることを通知する必要があること。詳細については、別途お示しするものであること。

第4 軽自動車税における被災代替軽自動車等に係る特例措置の取扱いについて

- 1 東日本大震災により滅失・損壊した軽自動車等に代わるものと市町村長が認める軽自動車等を取得した場合における当該取得された軽自動車等については、平成23年度から平成25年度までの各年度分の軽自動車税について非課税とされるものであること。（法附則57①、②、③）

この場合、

- ① 自動車又は三輪以上の軽自動車が増失・損壊したときには三輪以上の軽自動車
 - ② 原動機付自転車、二輪の軽自動車又は二輪の小型自動車が滅失・損壊したときには原動機付自転車、二輪の軽自動車又は二輪の小型自動車
 - ③ 小型特殊自動車が滅失・損壊したときは小型特殊自動車
- が、それぞれ非課税となるものであること。

- 2 特例措置の対象となる者は、被災軽自動車等の所有者（売主が当該被災軽自動車等の所有権を留保しているときは買主。）、当該所有者が個人である場合におけるその相続人（またその相続人を含む。）、当該所有者が法人である場合における合併法人又は分割承継法人（またその合併法人又は分割承継法人を含む。）となるものであること。（政令附則32①、34①、②）

- 3 新たに取得された軽自動車等が代替軽自動車等であると認める主体は、新たに取得された軽自動車等の主たる定置場所在地の市町村長であること。（法附則57①、②、③）

なお、新たに取得される軽自動車等が、新車か中古車か、乗用か貨物用かのいずれであっても非課税の対象となるものであるが、営業用から自家用へ、或いは自家用から営業用への変更については代替性が認められないものであること。

4 手続き

- (1) 非課税の特例措置を受けようとする場合には、新たに取得された軽自動車等の主たる定置場所在地の市町村長に対し、被災軽自動車等及び特例を受けようとする軽自動車等に関する事項等を記載した申請書のほか、滅失・損壊した軽自動車等が被災軽自動車等であることを証する書類等を提出しなければならないものであること。（政令附則34③、規則附則25①、②、③）

代理人による申請も可能であるが、その場合には、本人からの委任状の提

出を求めることが適当であること。

- (2) 申請書については、地方税法において特段の様式は規定していないが、別添 2①の様式を参考にされたいこと。

- (3) 滅失・損壊した軽自動車等が被災軽自動車等であることを証する書類は、次のいずれかによるものであること。

ア 被災自動車に代わるものとして取得した軽自動車について法附則第 52 条第 1 項に規定する自動車取得税の非課税の適用を受けたことを道府県知事が証する書類（第 2. 4. (2) に掲げる書類）

イ 被災自動車が普通自動車又は小型自動車（三輪以上）である場合には、抹消登録されたことが記載された運輸支局が発行する登録事項等証明書

ウ 被災軽自動車等が軽自動車（三輪以上）である場合には、被災軽自動車等として軽自動車検査ファイルから削除されたことが記載された軽自動車検査協会が発行する検査記録事項等証明書

エ 被災軽自動車等が二輪の小型自動車である場合には、被災軽自動車等として二輪自動車検査ファイルから削除されたことが記載された運輸支局が発行する検査記録事項等証明書

- (4) ア～エに掲げる書面をやむを得ない理由により提出することができない場合にあっては、

オ 滅失・損壊した軽自動車等が被災軽自動車等であることについて当該軽自動車等が滅失・損壊した場所の所在地又は当該軽自動車等の主たる定置場所在地の道府県知事又は市町村長が証する書類

カ 被災軽自動車等の所有者が法第 447 条第 1 項の規定に基づき条例の定めるところによって申告書又は報告書（当該所有者が被災軽自動車等の所有者でなくなった旨の記載があるものに限る。）を提出した際に交付される受付書又は市町村長が当該所有者が被災軽自動車等の所有者でなくなったことについて証する書類

のいずれかを提出させることとしても差し支えないものであること。

なお、カの受付書又は市町村長が証する書類については、地方税法において特段の様式は規定していないが、別添 2②の様式を参考にされたいこと。

- (5) 申請者が被災軽自動車等の所有者の相続人の場合には、戸籍謄本等の相続人に該当する旨を証する書類の提出が必要であり、申請者が被災軽自動車等の所有者の合併法人又は分割承継法人である場合には、登記事項証明書等の合併法人等に該当する旨を証する書類の提出が必要であること。ただし、(3) アの道府県知事が証する書類を提出する場合には不要であること。（政令附則 32①、34①、②、規則附則 25①、②、③）

- (6) 手続きの流れを別添 2③のとおりお示しするので、参考とされたいこと。

なお、被災軽自動車等の主たる定置場所在地の市町村と代替軽自動車等の主たる定置場所在地の市町村が同じ場合にあっては、その手続きにおいて合理化・簡素化することも可能であること。

5 その他留意事項

- (1) 軽自動車税については、平成 23 年度から平成 25 年度までの各年度分について非課税とされるものであることから、代替軽自動車等であることの情報の管理を適正に行う必要があること。
- (2) 軽自動車税が非課税とされた代替軽自動車等について、主たる定置場が他の市町村に変更された場合においては、当該他の市町村においても非課税として取り扱われるようにするため、主たる定置場を変更する場合には市町村へ連絡するようあらかじめ非課税適用者に周知するなど、変更前の主たる定置場所在地の市町村から変更後の主たる定置場所在地の市町村に対して情報が確実に伝達できるよう配慮されたいこと。
- (3) 滅失・損壊したのが自動車又は三輪以上の軽自動車であって、これに代わるものとして原動機付自転車、二輪の軽自動車又は二輪の小型自動車を取得した場合には、今回の特例措置の対象とはならないものであるが、市町村長において代替性が認められるものであれば、地方税法第 454 条の規定に基づき、条例の定めるところにより減免するなど適切に対応されたいこと。
- (4) 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律により、軽自動車税が非課税となる被災代替小型特殊自動車など被災代替資産を対象とした特別償却制度が創設されており、この制度の対象となる被災代替小型特殊自動車である旨の確認のため、小型特殊自動車について軽自動車税の非課税の証明書の交付を求められた場合には、適切に対応していただきたいこと。なお、証明書の様式を別添 2 ④のとおりお示しするので、これを参考として交付願いたいこと。

第 5 個人住民税における減免の取扱いについて

個人住民税に係る減免については「平成 23 年東北地方太平洋沖地震による被災者に対する地方税、使用料、手数料等の減免措置等について」及び「平成 23 年東北地方太平洋沖地震による被災者に対する地方税の減免措置等の取扱いについて」により対応いただいているところであるが、前年に比べて著しく収入が減少した者について地方税法第 323 条の規定に基づき条例の定めるところにより減免を行っている市町村もあるので、関係市町村におかれては個々の納税義務者の収入の状況等に十分配慮して、適切に対応をいただきたいこと。なお、所得税においては、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和 22 年法律第 175 号）に基づいて、別添 3 のとおり減免措置を受けることができることとされていること。

第 6 個人事業税における減免の取扱いについて

個人の事業税に係る減免については、東日本大震災による事業の廃止や事業活動が一時的に著しく困難になる等の事業の現況、その事業の被害の程度等に十分配慮して、適切に対応をいただきたいこと。

第7 固定資産税及び都市計画税の特例措置の取扱いについて

- (1) 東日本大震災により被災した土地、家屋及び償却資産については、個々の被災状況に応じ、地方税法第367条及び第702条の8第7項に基づき、適切に減免を行っていただきたいこと。
- (2) 東日本大震災に係る津波により甚大な被害を受けた区域として市町村長が指定する区域内の土地・家屋について、平成23年度分の固定資産税及び都市計画税を免除することとされたが、対象区域の指定方法については、現在検討中であり、別途通知すること。

第8 地方税法の改正に伴う国民健康保険税に与える影響について

今回の個人住民税及び固定資産税の改正により、国民健康保険税の所得割及び資産割の課税ベースが狭くなることとなり、あん分率を変更しなければ減収が生じることとなるが、厚生労働省においては、これらの改正に伴う平成23年度分の国民健康保険税の減収について、支援を行う方向で検討しているところであり、おって厚生労働省から連絡される予定であること。

担当者連絡先一覧

	担当	連絡先
第1 共通事項	市川課長補佐、圓増主査	電話：03-5253-5658 FAX：03-5253-5659
第2 自動車取得税	田中課長補佐、小野寺係長	電話：03-5253-5663 FAX：03-5253-5666
第3 自動車税	田中課長補佐、小野寺係長	電話：03-5253-5663 FAX：03-5253-5666
第4 軽自動車税	高橋課長補佐、岡本事務官	電話：03-5253-5670 FAX：03-5253-5671
第5 個人住民税	羽白課長補佐、和田専門官 橘係長、野上係長	電話：03-5253-5669 FAX：03-5253-5671
第6 個人事業税	河野課長補佐、後藤係長	電話：03-5253-5664 FAX：03-5253-5666
第7 固定資産税及び 都市計画税	水野課長補佐、山中係長	電話：03-5253-5674 FAX：03-5253-5676
第8 国民健康保険税	高橋課長補佐、岡本事務官	電話：03-5253-5670 FAX：03-5253-5671

自動車取得税非課税申請書

平成〇年〇月〇日

〇〇都道府県知事 殿

申請者 _____

住 所 _____

氏名(名称) _____ 印

電話番号 _____

地方税法附則第52条第1項の規定(東日本大震災により滅失又は損壊した自動車の代替自動車の取得に係る自動車取得税の非課税)の適用を受けたいので、次のとおり申請します。

区 分	新たに取得した自動車	震災により滅失、損壊した自動車
所有者氏名(名称)		
住所(本店等所在地)		
登録番号(車両番号)		
車台番号		
種 別		
主たる定置場		
営業用・自家用の別		
※既に法附則第52条第1項の規定の適用を受けた代替自動車がある場合	登録番号(車両番号)	車台番号
その他必要事項		

※ この申請書と併せて、滅失、損壊した自動車が被災車両である旨が記載された登録事項等証明書又は検査記録事項等証明書を提出してください(これらの書類をやむを得ない理由により提出できない場合には、滅失し、又は損壊した自動車が被災自動車であることについて、都道府県知事又は市町村長が証する書類を提出してください。)

自動車取得税非課税証明書

証明書番号	第 号
氏 (名 称)	
住 (所 在 地)	
登 録 番 号 (車 両 番 号)	
車 台 番 号	
種 別	
主 たる 定 置 場	
営 業 用 ・ 自 家 用 の 別	営 業 用 ・ 自 家 用
※申請者が相続人、合併法人等の 場合、被相続人等の氏名(名称)	
備 考	上記車両について地方税法附則第52条第1項の規定を 適用。

上記のとおり証明する。

平成 年 月 日

都道府県知事

氏 名 印

軽自動車税非課税申請書

平成 年 月 日

市町村長 殿

申請者 _____

住 所 _____

氏名(名称) _____ 印

電話番号 _____

地方税法附則第57条第1項、第2項又は第3項の規定(東日本大震災により滅失又は損壊した自動車等の代替軽自動車等に係る軽自動車税の非課税)の適用を受けたいので、次のとおり申請します。

区 分	新たに取得した軽自動車等	震災により滅失、損壊した軽自動車等
所有者氏名(名称)		
住所(本店等所在地)		
登録番号(車両番号・標識番号)		
車 台 番 号		
種 別		
主 たる 定 置 場		
営業用・自家用の別	営業用 ・ 自家用	営業用 ・ 自家用
※既に法附則第52条第1項又は第57条第1項、第2項若しくは第3項の規定の適用を受けた代替軽自動車等がある場合	登録番号 (車両番号・標識番号)	車台番号
そ の 他 必 要 事 項		

(備考) 1 この申請書は地方税法附則第57条第1項、第2項又は第3項の規定の適用を受けようとする場合に新たに取得した軽自動車等の主たる定置場所在地の市町村長に1通提出してください。

2 この申請書と併せて、滅失、又は損壊した自動車等が被災軽自動車等である旨を証明する書類を提出してください。

廃車申告受付書（廃車証明書）

証明書番号	第 号
氏 （ 名 称 ）	
住 （ 所 在 地 ）	
車 両 番 号 （ 標 識 番 号 ）	
車 台 番 号	
種 別	
主 たる 定 置 場	
廃 車 年 月 日	
廃 車 理 由	東日本大震災により滅失し、又は損壊したため。

上記車両について、廃車申告を受け付けたこと（廃車したこと）を証する。

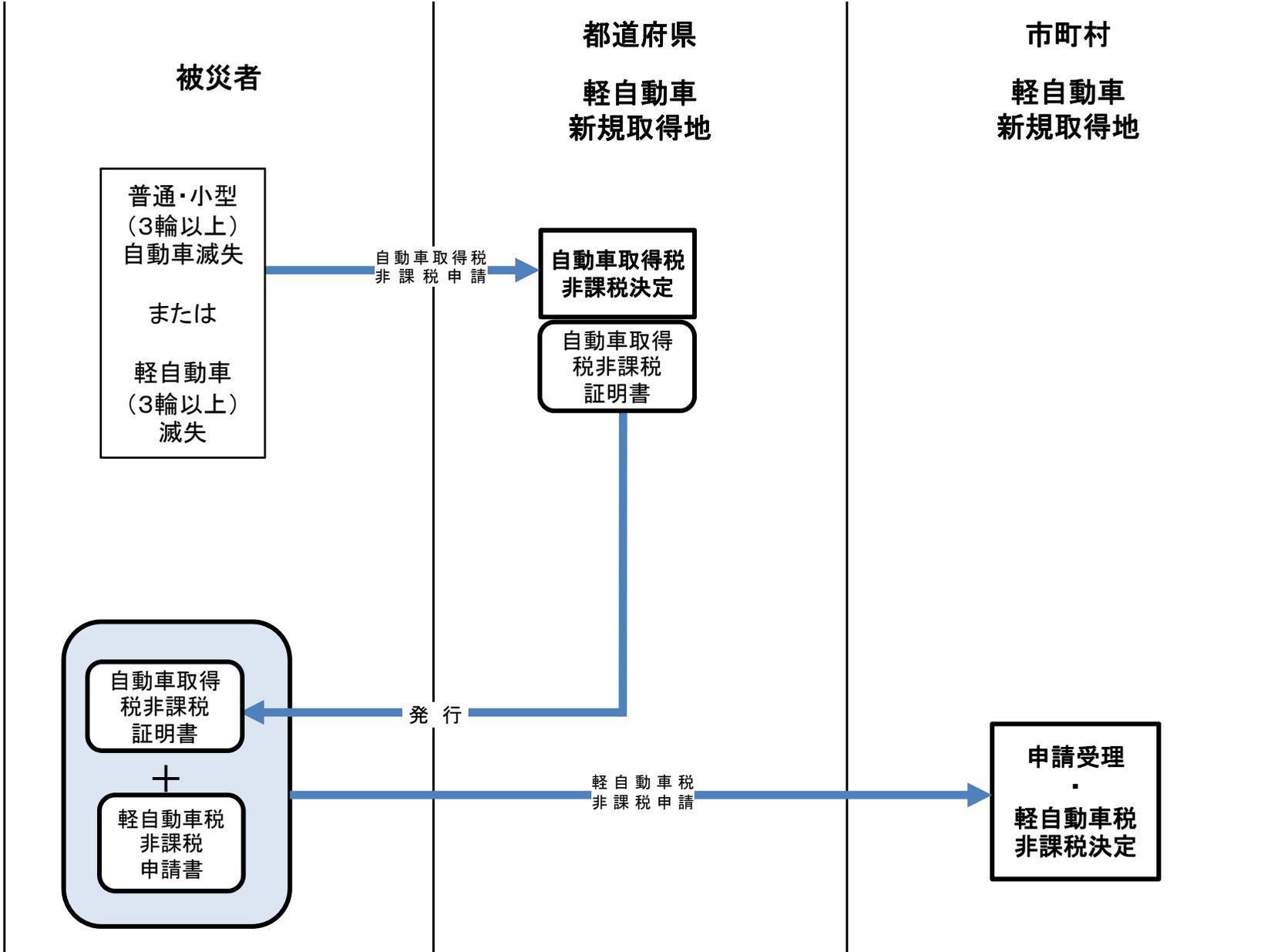
平成 年 月 日

市町村長

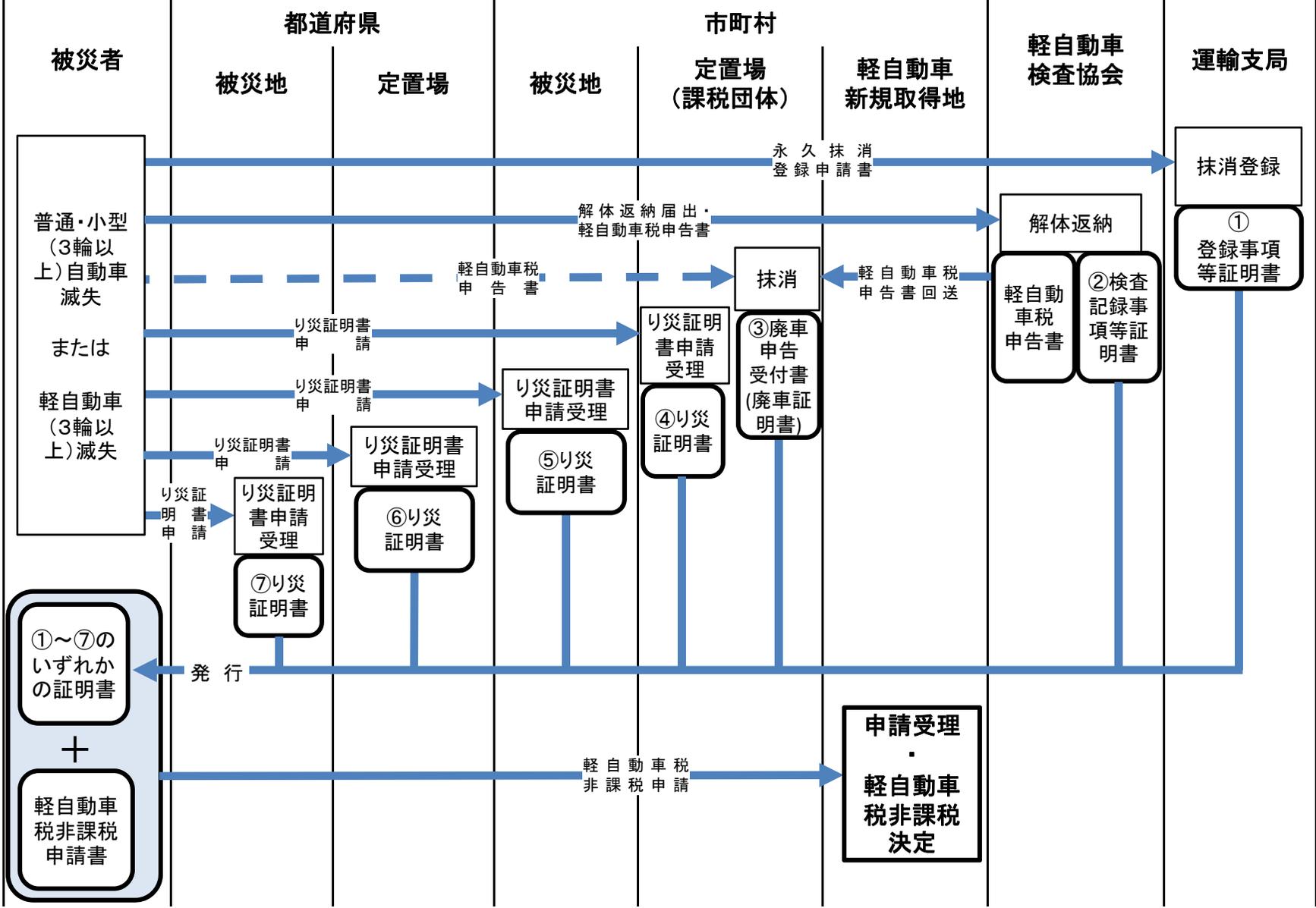
氏 名 印

※ この受付書（証明書）は上記の車両が東日本大震災により滅失又は損壊し、廃車したことを証するものです。被災軽自動車等の代替車両を購入する際、代替車両について平成23年度から平成25年度までの各年度の軽自動車税を非課税とするために、代替車両の主たる定置場所在地の市町村に申請する際に利用できる書類ですので、大切に保管してください。

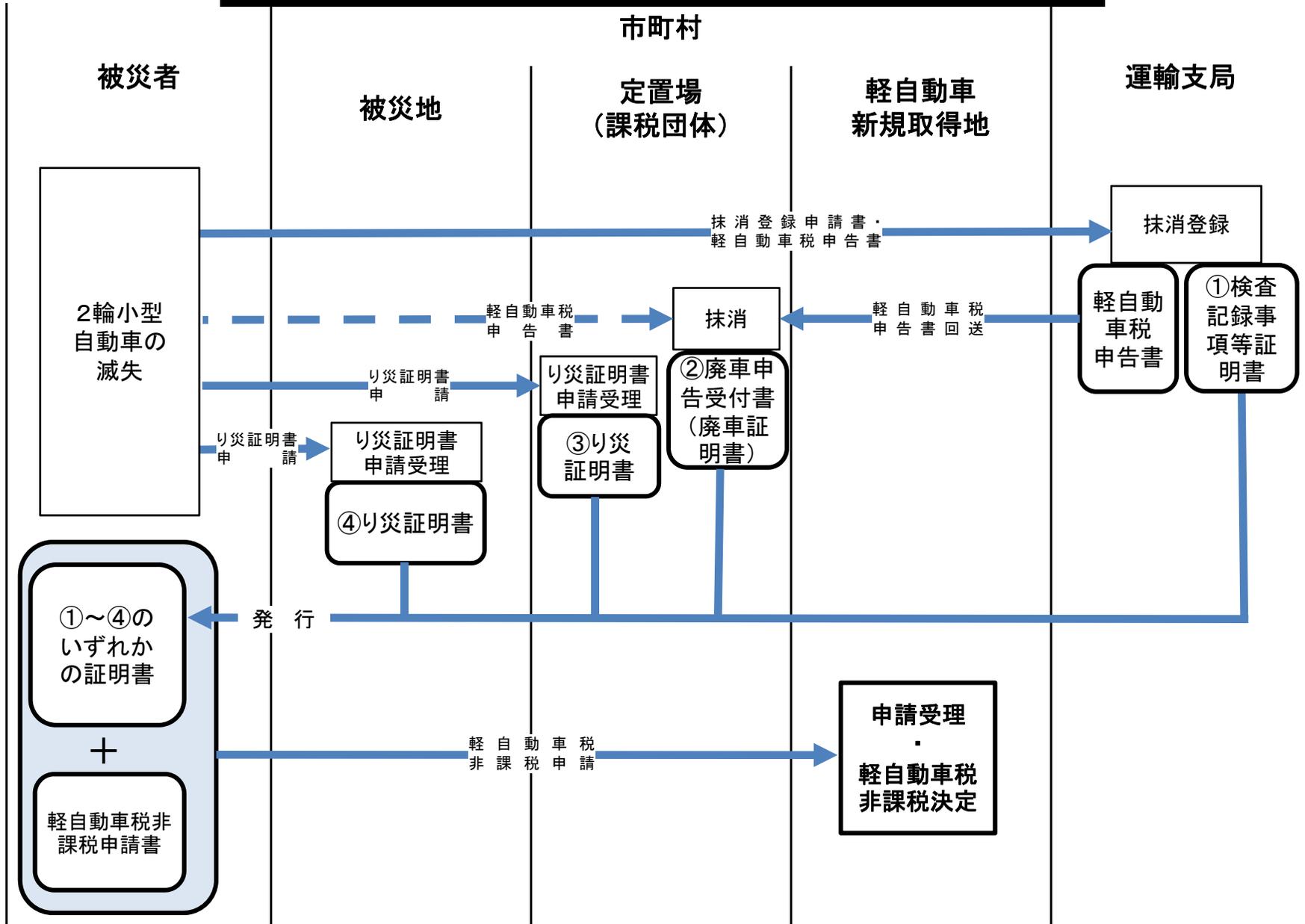
軽自動車(3輪以上)非課税手続きの流れ(その1)



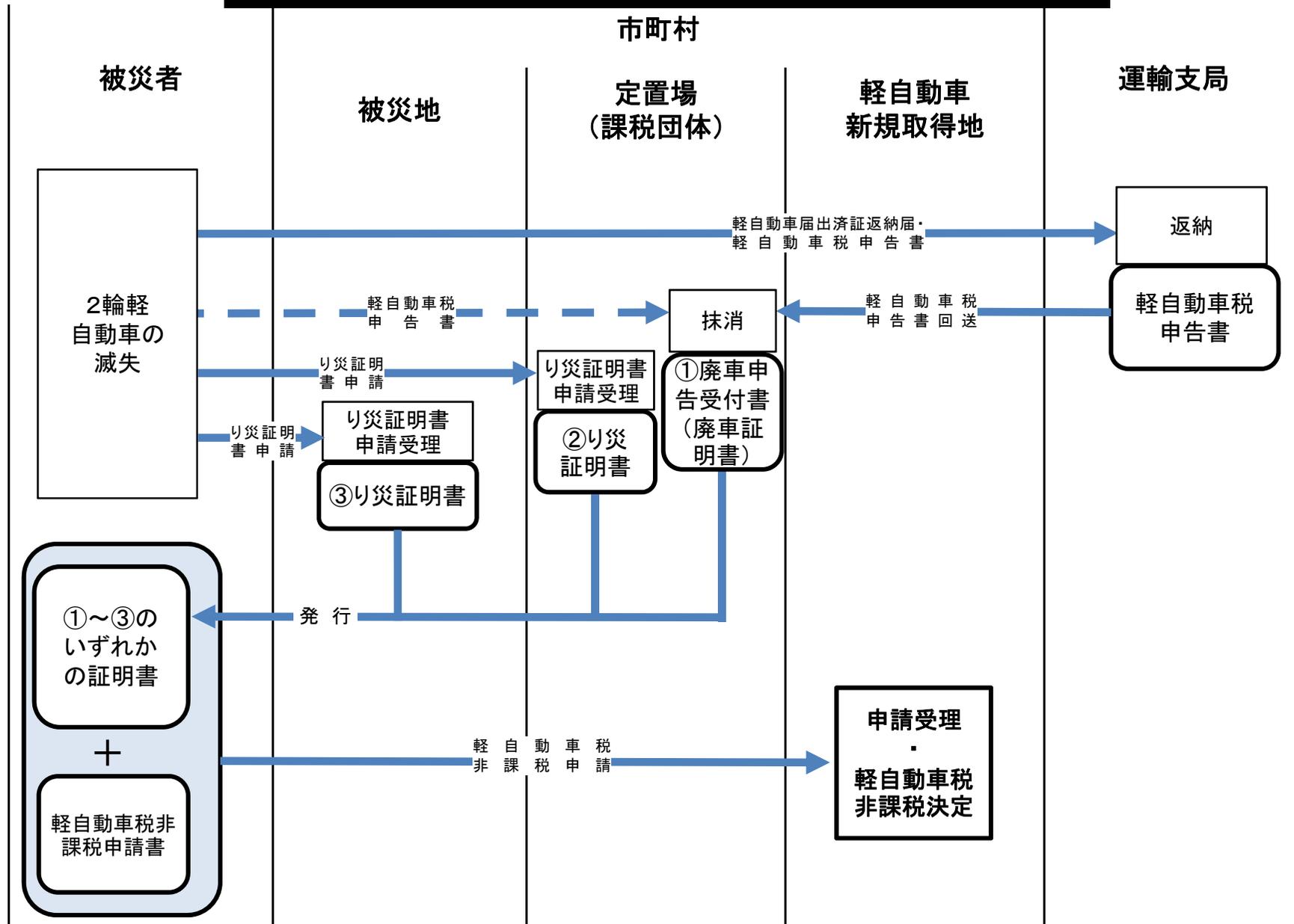
軽自動車(3輪以上)非課税手続きの流れ(その2)



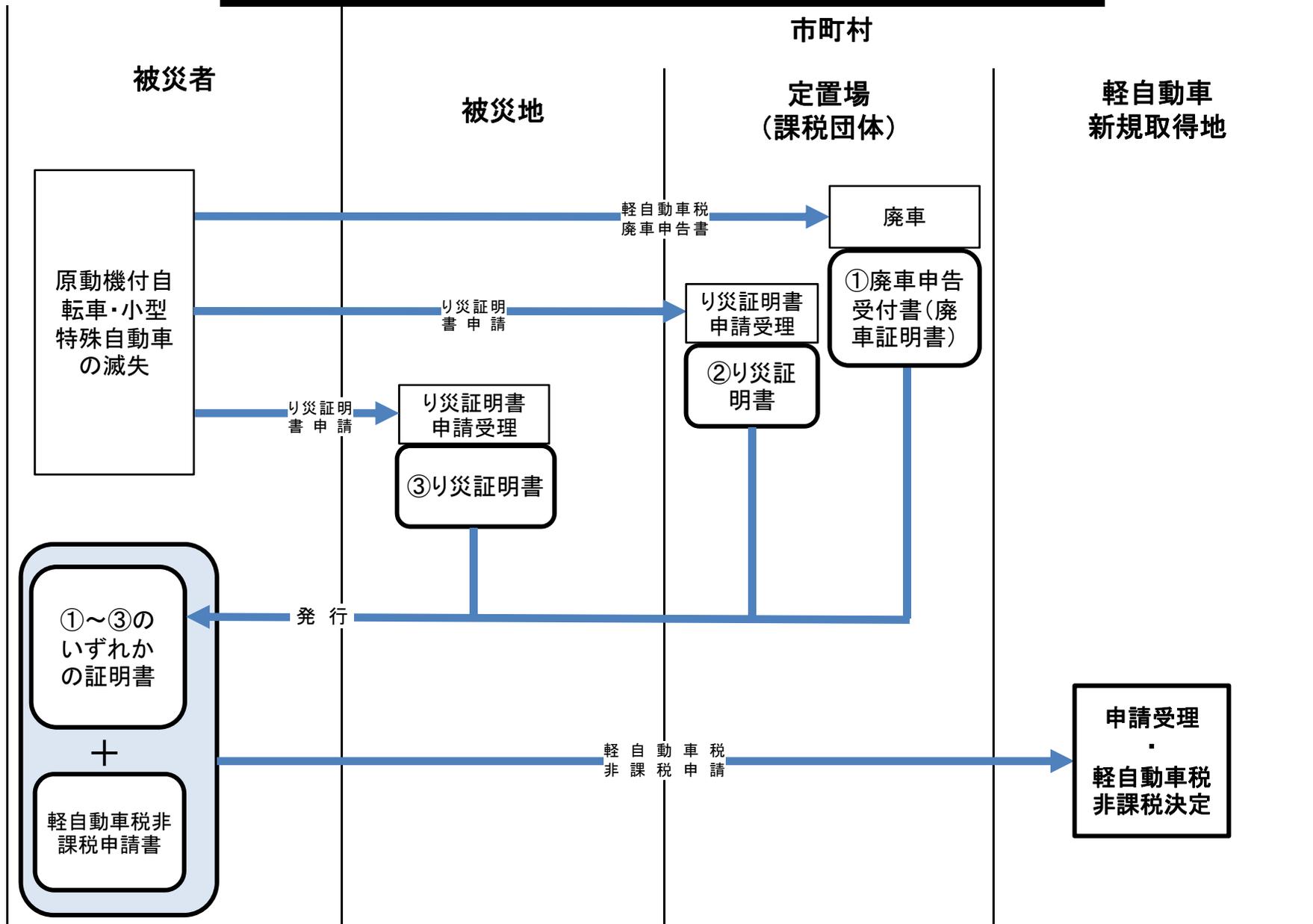
2輪小型自動車(250超)非課税手続きの流れ



2輪軽自動車(125超250以下)非課税手続きの流れ



原動機付自転車・小型特殊自動車非課税手続きの流れ



軽自動車税非課税証明書

証明書番号	第 号
氏 (名 称)	
住 (所 在 地)	
車 両 番 号 (標 識 番 号)	
車 台 番 号	
種 別	
主 たる 定 置 場	
※申請者が相続人、合併法人等の 場合、被相続人の氏名(名称)	
備 考	上記の車両について地方税法附則第57条第1項(第2項 又は第3項)の規定を適用。

上記のとおり証明する。

平成 年 月 日

市町村長

氏 名 印

○昭和二十二年法律第百七十五号（災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律）

第二条 災害により住宅又は家財について甚大な被害を受けた者で被害を受けた年分の所得税法第二十二条に規定する総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額（以下「合計所得金額」という。）が千万円以下であるもの（当該災害による損失額について同法第七十二条第一項の規定の適用を受けない者に限る。）に対しては、政令の定めるところにより、当該年分の所得税の額（延滞税、利子税、過少申告加算税、無申告加算税及び重加算税の額を除く。）を、次の区分により軽減し又は免除する。

合計所得金額が五百万円以下であるとき 当該所得税の額の全部

合計所得金額が七百五十万円以下であるとき 当該所得税の額の十分の五

合計所得金額が七百五十万円を超えるとき 当該所得税の額の十分の二・五

○昭和二十二年政令第二百六十八号（災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の施行に関する政令）

第一条 災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和二十二年法律第百七十五号。以下「法」という。）第一条に規定する災害（以下「災害」という。）により自己（所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第七十二条第一項に規定する政令で定める親族を含む。）の所有に係る住宅又は家財につき生じた損害金額（保険金、損害賠償金等により補てんされた金額を除く。以下第十四条第二項の場合を除き、同じ。）がその住宅又は家財の価額の十分の五以上である者で、被害を受けた年分の法第二条に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）が千万円以下であるものに対しては、同条の規定により、被害を受けた年分の所得税の額（延滞税、利子税、過少申告加算税、無申告加算税及び重加算税の額を除く。）を軽減し又は免除する。

○ 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成 23 年法律第 29 号）

第四十九条 東日本大震災により住宅又は家財について甚大な被害を受けた者については、その者の選択により、当該被害を平成二十二年において受けたものとして、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律第二条の規定を適用することができる。この場合において、平成二十二年分の所得税について同条の規定の適用を受けた者に係る平成二十三年分の所得税についての同条の規定の適用については、当該東日本大震災による被害を同年において受けなかったものとみなす。